

介護福祉士養成課程における教育 カリキュラムの見直しについて

介護福祉士養成課程における新たな教育カリキュラム

【旧カリキュラム（2年課程の場合）】

科目名		時間数
人間とその生活の理解		120時間
社会福祉概論	講義	60時間
老人福祉論	講義	60時間
障害者福祉論	講義	30時間
リハビリテーション論	講義	30時間
社会福祉援助技術	講義	30時間
社会福祉援助技術演習	演習	30時間
レクリエーション活動援助法	演習	60時間
老人・障害者の心理	講義	60時間
家政学概論	講義	60時間
家政学実習	実習	90時間
医学一般	講義	90時間
精神保健	講義	30時間
介護概論	講義	60時間
介護技術	演習	150時間
形態別介護技術	演習	150時間
介護実習	実習	450時間
介護実習指導	演習	90時間
合計		1,650時間

【新カリキュラム（2年課程の場合）】

教育内容		時間数
人間と社会		240時間
人間の尊厳と自立		30時間以上
人間関係とコミュニケーション		30時間以上
社会の理解		60時間以上
こころとからだのしくみ		300時間
発達と老化の理解		60時間
認知症の理解		60時間
障害の理解		60時間
こころとからだのしくみ		120時間
介護		1,260時間
介護の基本		180時間
コミュニケーション技術		60時間
生活支援技術		300時間
介護過程		150時間
介護総合演習		120時間
介護実習		450時間
合計		1,800時間

平成21年4月より新カリキュラムへ移行

養成の目標

資格取得時の到達目標

1. 他者に共感でき、相手の立場に立って考えられる姿勢を身につける
2. あらゆる介護場面に共通する基礎的な介護の知識・技術を習得する
3. 介護実践の根拠を理解する
4. 介護を必要とする人の潜在能力を引き出し、活用・発揮させることの意義について理解できる
5. 利用者本位のサービスを提供するため、多職種協働によるチームアプローチの必要性を理解できる
6. 介護に関する社会保障の制度、施策についての基本的理解ができる
7. 他の職種の役割を理解し、チームに参画する能力を養う
8. 利用者ができるだけなじみのある環境で日常生活が送れるよう、利用者ひとりひとりの生活している状態を的確に把握し、自立支援に資するサービスを総合的、計画的に提供できる能力を身につける
9. 円滑なコミュニケーションの取り方の基本を身につける
10. 的確な記録・記述の方法を身につける
11. 人権擁護の視点、職業倫理を身につける

資格取得時の介護福祉士
介護を必要とする幅広い利用者に対する基本的な介護を提供できる能力

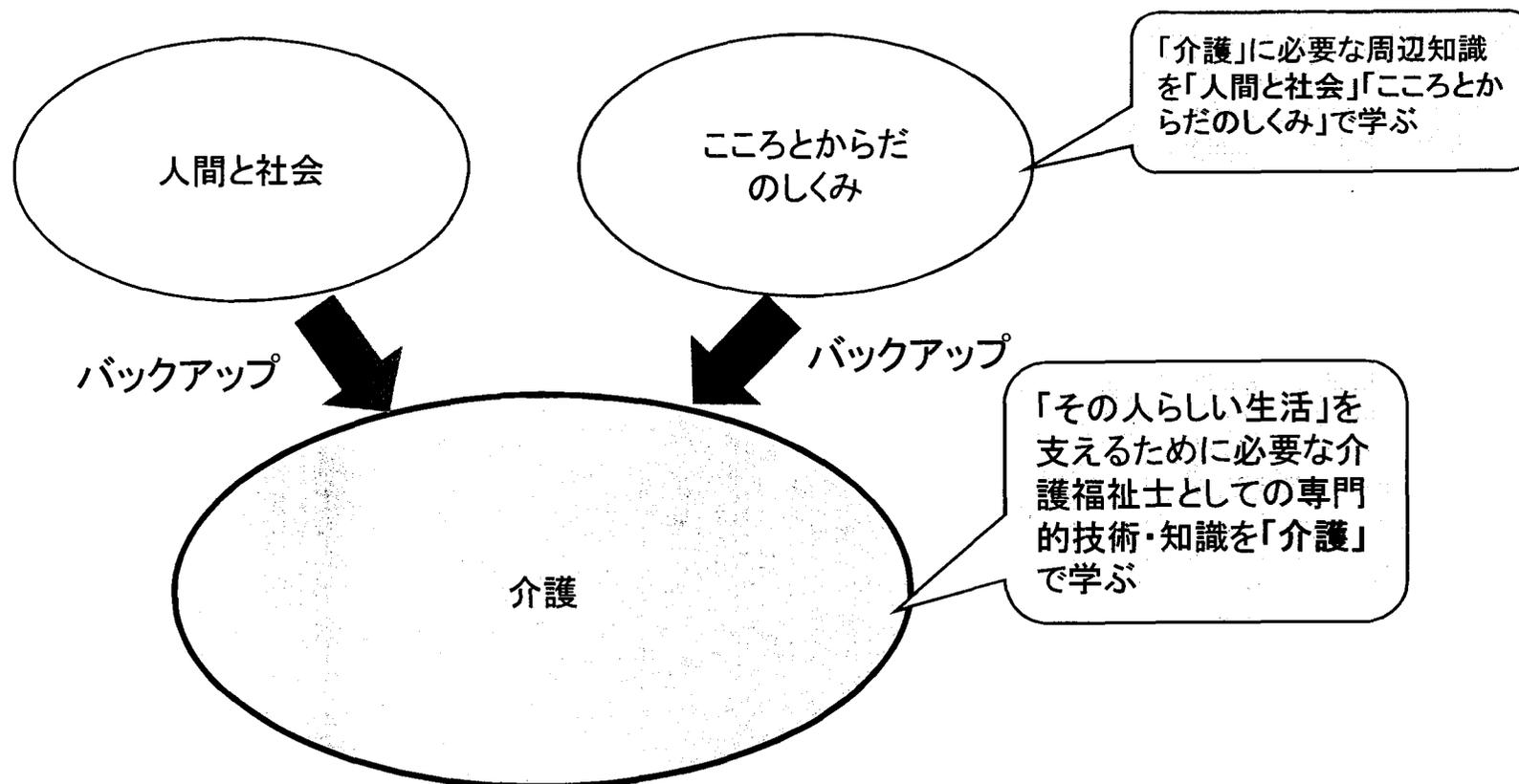
求められる介護福祉士像

1. 尊厳を支えるケアの実践
2. 現場で必要とされる実践的能力
3. 自立支援を重視し、これからの介護ニーズ、政策にも対応できる
4. 施設・地域(在宅)を通じた汎用性ある能力
5. 心理的・社会的支援の重視
6. 予防からリハビリテーション、看取りまで、利用者の状態の変化に対応できる
7. 多職種協働によるチームケア
8. 一人でも基本的な対応ができる
9. 「個別ケア」の実践
10. 利用者・家族、チームに対するコミュニケーション能力や的確な記録・記述力
11. 関連領域の基本的な理解
12. 高い倫理性の保持

教育体系を「人間と社会」「介護」「こころとからだのしくみ」の3領域に再編

介護が実践の技術であるという性格を踏まえ、

- その基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「人間と社会」
 - 「尊厳の保持」「自立支援」の考え方を踏まえ、生活を支えるための「介護」
 - 多職種協働や適切な介護の提供に必要な根拠としての「こころとからだのしくみ」
- の3領域に再構成する。



教育カリキュラムの見直しのポイント（21年4月から）

介護に関する科目の充実（専門性の向上）

- 介護に関する科目を、現行900時間→1260時間へ拡充（「介護技術」（810時間）と「実習」（450時間）で構成）
- ◎ 介護技術
 - 「介護の基本」、「コミュニケーション技術」、「生活援助技術」、「介護過程」及び「介護総合演習」の5科目で構成

教育現場の創意工夫による多様な教育内容の確保

- 養成施設側が、科目構成を自由に設定できるよう弾力化。
 - ・ 「人間と社会」、「介護」及び「こころとからだのしくみ」の3つの「領域」の教育内容ごとに、その裁量で科目編成を行うことができる。
 - ・ 各養成施設等の科目編成により教育内容が基準で示された水準に達していることを担保する観点から、基準で示された「教育に含むべき事項」の項目が、個々の科目のシラバスに記載されていることを条件とする。

専任教員の役割の明確化

- 科目編成等を行う専任教員を各領域に1人ずつ配置。
- 領域「介護」を教授する専任教員は介護教員講習会の受講を義務付け。

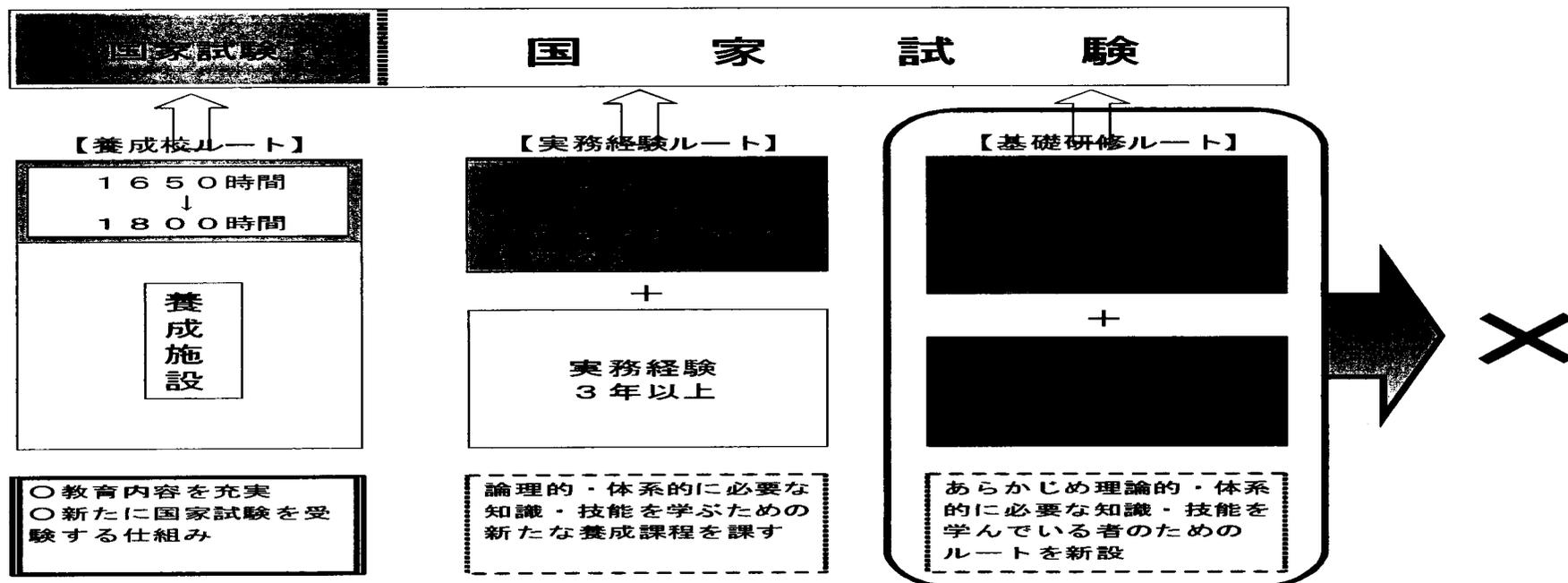
実習施設の資質の向上

- 実習施設・事業等（Ⅱ）については、一連の介護過程を網羅的に実践できるよう、介護職員に占める介護福祉士の比率が3割以上であることや、介護サービス提供のためのマニュアル等や介護過程に関する諸記録が整備されていること等を要件とする。
- 上記における実習指導者については、原則として、介護福祉士として3年以上実務に従事した経験があり、かつ、実習指導者講習会を修了した者として、要件を強化する。

介護福祉士の受験資格における 介護職員基礎研修の取扱いについて

実務経験ルートにおける養成課程と介護職員基礎研修の経緯

- 社会保障審議会福祉部会報告書(平成18年12月)において、介護職員基礎研修修了者について、「基礎研修修了後、実務経験2年を経た者」に対し、受験資格を付与すべきと提言。



- その後、報告書を元に、「社会福祉士及び介護福祉士法一部改正法案」が立案(基礎研修ルートについては省令事項であったため、法案そのものには盛り込まれず)される。
- 一部改正法案の国会審議(平成19年)の際に、「実務経験ルート(実務経験3年+600時間課程)【法律上措置済みのルート】と基礎研修ルート(実務経験2年+500時間)【省令で新たに措置するルート】の均衡を図るべき」との指摘があり、引き続き検討を行うこととされた。

衆参厚生労働委員会附帯決議

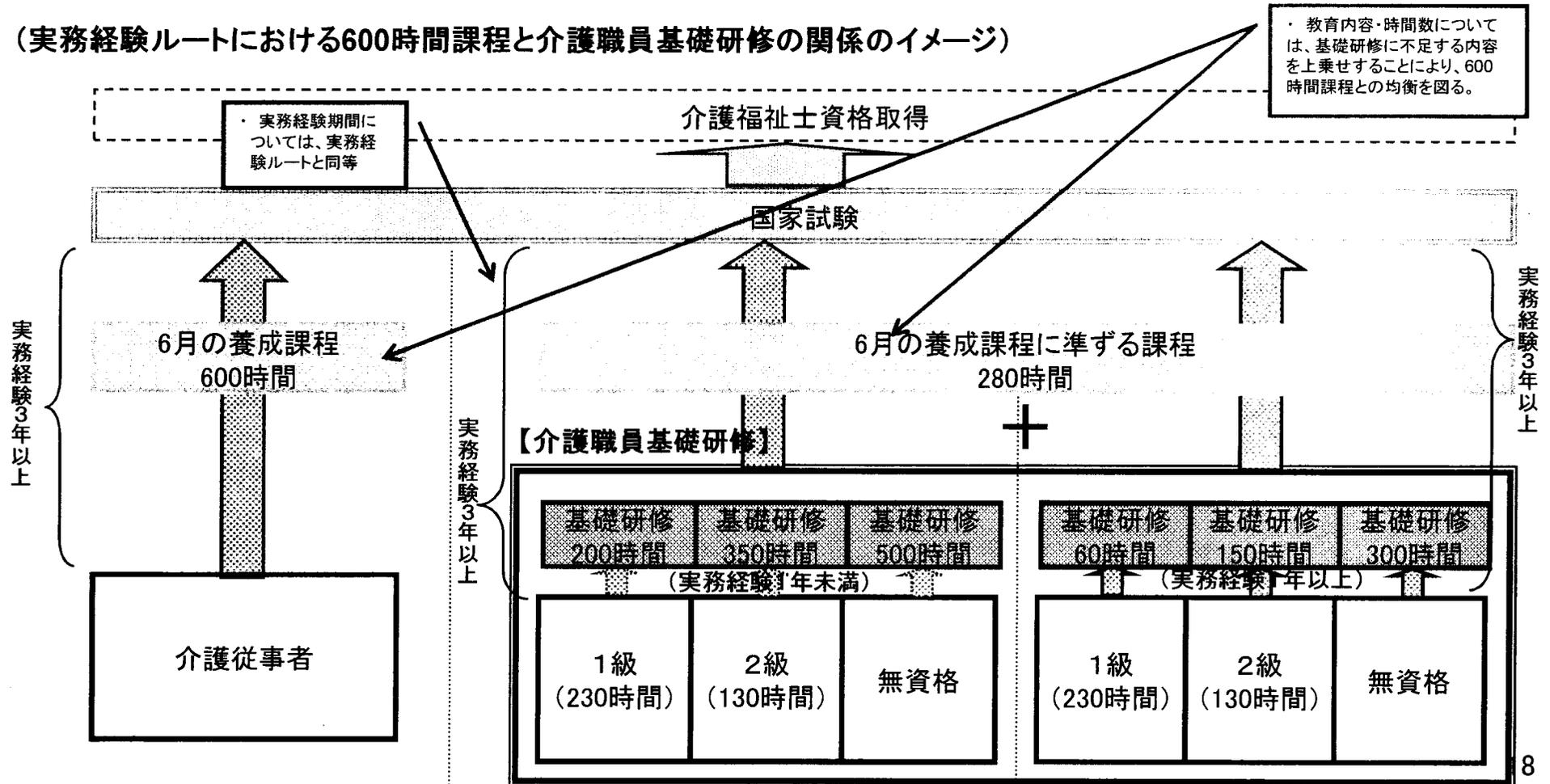
七、厚生労働省令において介護福祉士の資格取得ルートを規定するに当たっては、法律上の資格取得ルートとの間で、教育内容及び実務経験の水準の均衡に配慮すること。また、今後、介護サービスの担い手の養成に係る新たな仕組みを設けるに当たっては、現在の資格制度との関係について十分検討を行い、現場が混乱に陥ることのないようにすること。

基礎研修ルートの方針について【省令事項】（案）

600時間課程と介護職員基礎研修の関係については、士士法改正に係る国会審議の際に、基礎研修ルートの創設に当たって、実務経験ルートとの均衡に配慮するよう求められていることから、資格取得ルート間の均衡を確保する観点から、次のとおり整理する。

- ① 教育内容・時間数については、600時間課程と基礎研修の教育内容を比較して、600時間課程から重複部分を除いた教育内容(280時間)を上乗せする。
- ② 実務経験期間については、基礎研修受講前の実務経験年数を含め、実務経験ルートと同じ3年とする。

(実務経験ルートにおける600時間課程と介護職員基礎研修の関係のイメージ)



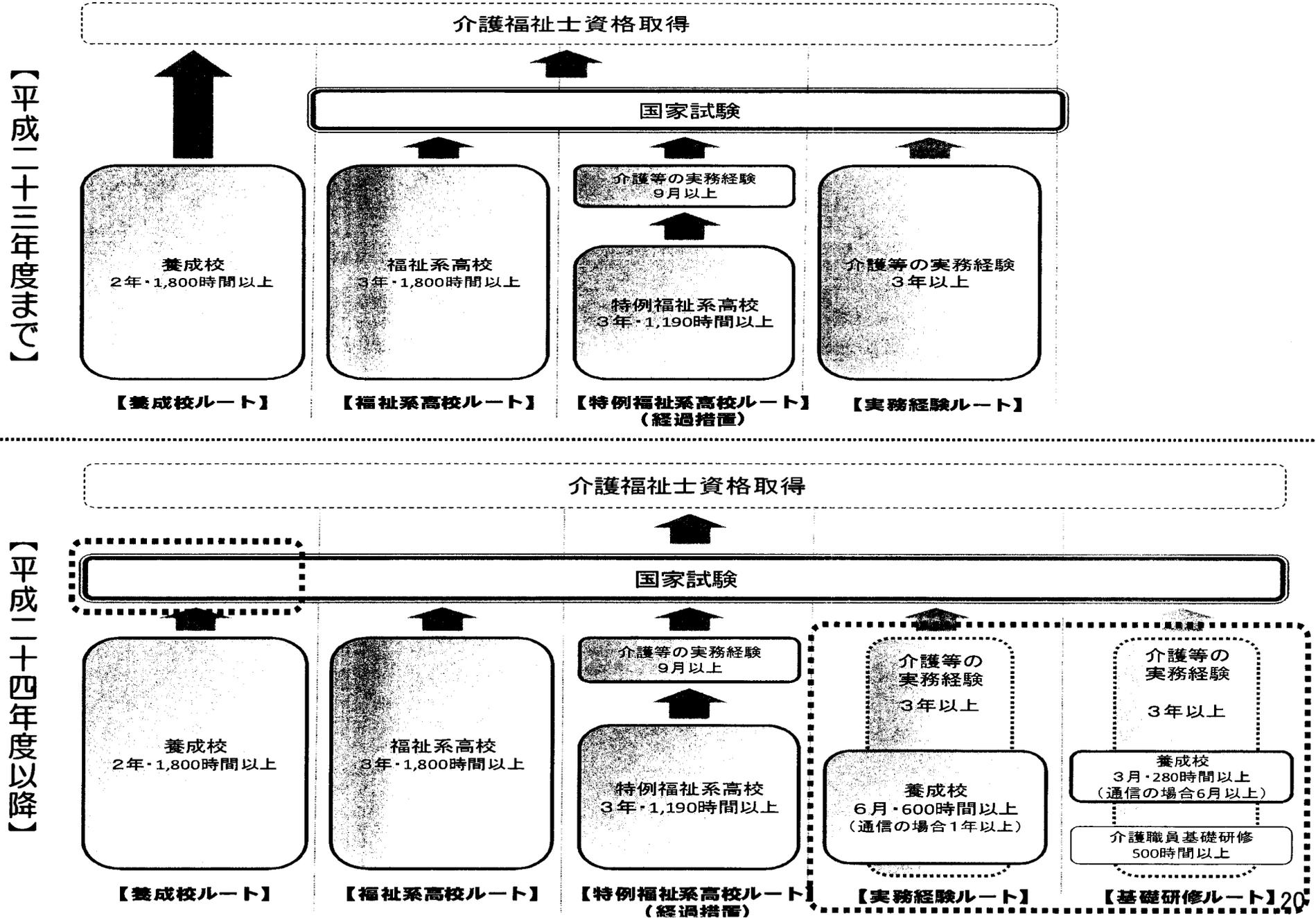
600時間課程・280時間課程の教育カリキュラム（案）

		600時間課程	280時間課程
人間と社会	人間の尊厳と自立	15h	
	社会の理解	30h	15h
介護	介護の基本	90h	9h
	コミュニケーション技術	30h	
	生活支援技術	90h	46h
	介護過程	90h	60h
こころとからだのしくみ	発達と老化の理解	45h	10h
	認知症の理解	60h	10h
	障害の理解	60h	20h
	こころとからだのしくみ	90h	70h
その他			40h
合計		600h	280h

※1 これらの課程は通信課程で行うことも可能とする。
 ただし、通信課程として行う場合は、領域「介護」のうち、「生活支援技術」及び「介護過程」の内容を中心に構成された面接授業(いわゆるスクーリング)を45時間行う。

※2 280時間課程における「その他」の科目は、
 ① 介護職員基礎研修で学習した内容の復習や、
 ② 介護職員基礎研修で学習した内容を踏まえ、3領域の理解の前提となる理論・統計等に関する学習を行うための科目として、その内容は養成校の創意工夫に基づき、養成校が定める。

(参考) 平成24年度からの介護福祉士資格取得ルート全体像



介護福祉士国家試験の在り方 の見直しについて

社会福祉士及び介護福祉士国家試験の今後の在り方について

(「社会福祉士及び介護福祉士国家試験の在り方に関する検討会報告書」の概要)

○ 高齢化の進展等により、国民の福祉・介護ニーズの多様化・高度化する中、これに的確に対応できる社会福祉士・介護福祉士を養成する観点から行われた教育カリキュラム等の見直しと併せて、**国家試験についてもその質を高めていく観点から、新カリキュラム試験が、社会福祉士にあつては平成21年度、介護福祉士にあつては平成23年度より行うとされている**ことを見据え、

① これまで国家試験を実施してきた実績の検証

② 新しい教育カリキュラムを踏まえた今後の国家試験の在り方

についての提言を取りまとめた。

【国家試験の基本的性格】

- ・ 専門職として必要とされる基本的な知識及び技術が網羅的に備わっていることを確認・評価するもの
- ・ 養成課程における教育内容の標準化・充実の促進

問題の質の向上のための取組

【問題作成プロセス】

(現状)

- ・ 現在の問題作成開始時期では試験問題のブラッシュアップ等に係る時間が必ずしも十分でない。
- ・ 試験問題の質の向上のため、試験委員に対する支援が必ずしも十分でない。

今後

問題作成プロセスの充実を図ることにより、問題の質を向上。

- ・ 問題作成開始時期の前倒し。
- ・ 試験委員に対する問題作成技術に関する講義・演習の実施。
- ・ 試験センターにおける試験委員への支援体制の強化、教育評価や能力評価といった視点からの研究体制の整備・構築。

【試験問題のプール制】

(現状)

- ・ 平成12年にプール制の導入を検討しているが、現時点では導入されていない。

今後

問題の質の安定化・災害等のリスク管理のため、プール制の導入。

- ・ プール制を導入するとともに、
 - ① 既出問題をブラッシュアップする仕組み
 - ② 試験問題を公募する枠組みを構築し、試験センターにこうした機能を付与。

合格基準等の検証

【合格基準等】

(現状)

- ・ 合格基準は、「総得点の60%程度を基準として、問題の難易度で補正した点数」とされている。
- ・ 禁忌枝は導入されていない。

今後

これまでの合格基準等を検証し、より合理的な内容を検討。

- ・ 合格基準について、現行の絶対基準を基本としつつ、問題の質の改善、難易度のさらなる安定化、補正方法の改善を検討。
- ・ 禁忌枝について、倫理等を禁忌枝で選別することは困難との指摘もあり、現時点では導入せず、倫理等に関する養成課程・試験問題を充実。

新カリキュラムへの対応

【新カリキュラム試験】

(現状)

- ・ 社会福祉士の問題数は150問、介護福祉士の問題数は120問。
- ・ 五枝択一で、「基本形式」、「語句の組み合わせ形式」、「AB選択形式」、「O×選択形式」、「穴埋め形式」の5形式を組み合わせ出題。

今後

新カリキュラム対応した国家試験の問題数、出題形式等を検討。

- ・ 問題数は現状を上限。
- ・ 判断力を確認する問題として、問題解釈型・問題解決型の問題、短文事例問題を充実。
- ・ 4枝択一問題、複数正答選択形式問題の導入。
- ・ 倫理等に関する問題の充実。
- ・ 社会福祉士・介護福祉士試験の重複受験が可能となるよう、実施日を考慮。

受験者への配慮

【国家試験の実施時期等】

(現状)

- ・ 筆記試験は1月下旬、実技試験は3月上旬にそれぞれ1回実施。
- ・ 合格発表は3月31日。

今後

受験者の利便性に配慮して、国家試験の実施方法を検討。

- ・ 実施時期は卒業見込みの受験者に配慮し、現状を維持することが適当。
- ・ 社会福祉士については、実技試験がないため、合格発表時期の前倒しを検討。
- ・ 実施回数は問題の質を確保すること等の観点から、当面1回とすることが適当。ただし、プール制の導入等が図られた段階で改めて検討。

平成21年度の国家試験の実施に向け、速やかに具体化を検討するとともに、新カリキュラム試験の開始後の実施状況を評価・検証し、必要な見直しを行う。